

## 甲賀市信楽産業展示館 信楽ホール及び付帯設備の利用料について

### 1. 多目的ホール (甲賀市信楽産業展示館条例第14条第1項関係)

【令和5年4月1日改定】

施設名	区分		1時間当たり金額(円)				
			通常利用		営利目的利用		
			市内	市外	市内	市外	
多目的ホール	利用料	平日	ホール	2,000	4,000	6,000	12,000
			舞台のみ	400	800	1,200	2,400
		土・日・祝日	ホール	3,100	6,200	9,300	18,600
			舞台のみ	620	1,240	1,860	3,720
	冷暖房設備使用加算	平日	1,000	2,000	3,000	6,000	
		土・日・祝日	1,550	3,100	4,650	9,300	

■ホール利用料算出方法 : 1時間当たり金額×利用時間 ※1時間未満の場合は備考4とする。

#### 備考

- 「市内」とは、市内に在住・在勤若しくは在学する者、市内に在住・在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所・店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用する。  
「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの利用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 前項の場合において、入場料その他のこれに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。  
なお、利用時間は本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 冷暖房設備を利用するときは、この表に定める額の5割に相当する金額を加算する。
- 舞台練習等のため舞台のみを利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の2割に相当する額とする。

### 2. 付帯設備及び器具 (甲賀市信楽産業展示館条例第14条第2項関係)

設備名	区分	1回当たり金額(円)	
		通常利用	営利目的利用
照明設備	一式	1,000	3,000
音響設備	一式	2,000	6,000
ピアノ	一台	2,000	6,000

#### 備考

- 営利の目的をもって利用する場合の1回当たりの利用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- ピアノの調律を希望される場合又は特別な消耗品を必要とされる場合は、実費相当額を徴収します。